

定例記者会見要旨

日 時：令和2年11月26日（水）16：00～16：55

場 所：日本薬剤師会第二会議室

出席者：山本会長、安部副会長、磯部専務理事

提出資料：

1. オンライン服薬指導について

（令和2年11月16日付、自由民主党 厚生労働部会 薬事に関する小委員会ヒアリング資料（一部抜粋））

2. 新型コロナウイルス感染症対策について

（令和2年11月19日付、自由民主党 政務調査会 新型コロナウイルス感染症対策本部ヒアリング資料）

3. 令和2年7月豪雨被災会員への義援金の贈呈について

（令和2年11月20日付 日薬発第199号）

4. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日薬事務局勤務体制等について

（令和2年11月26日 日薬総発第18号）

1. オンライン服薬指導について

山本会長より掲題の件について、11月16日（月）に開催された自由民主党 厚生労働部会 薬事に関する小委員会のヒアリングを踏まえ、説明された。主な内容は以下の通り。

①日本薬剤師会としての考え方

服薬指導は対面が基本であり、オンライン服薬指導はそれを補完するものであるという認識は今も変わらない。また、患者の希望に基づき、かかりつけ薬剤師がオンライン服薬指導を実施することや、医薬品へのアクセスを確保する手段の一つとして、適切に運用されることが望まれる。オンライン上での意思疎通の低下が想定される環境下においては、「安全性、信頼性、有効性を確保」するためにルール作りが不可欠であると認識している。

②オンライン服薬指導のルールの見直しについて

最低限必ず守るべき事項として、1.「音声及び画像が必須（音声のみは不可）」、2.「初回（＝初めて当該薬局を利用する患者は対象となりえない）」、3.「かかりつけ薬剤師による実施が原則（患者との信頼関係ができていない）」、4.「提供された医薬品に対する責任の所在を明確化するために、調剤・医薬品の提供、及び服薬指導は、同一の薬局で行われること（開設者が同一であっても、店舗ごと（薬局の許可形態ごと）で行われること）」、5.「麻薬等、流通管理を厳格に行う薬は、オンライン服薬指導の対象から除かれるべきであること（麻薬・向精神薬、覚せい剤原料、承認時に流通管理を条件としたもの等）」と、考える。

2. 新型コロナウイルス感染症対策について

磯部専務理事より掲題の件について、11月19日（木）に開催された自由民主党 政務調査会 新型コロナウイルス感染症対策本部のヒアリングを踏まえ、説明された。主な内容は以下の通り。

①ワクチンについて

保険薬局の薬剤師・従業員は病院薬剤師と同様に、感染するリスクがある中で日々勤務をしている。新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）が流行している中でも、地域医療提供体制の維持・確保をするため、「直接医療を提供する施設の医療従事者等」に医療機関（病院・診療所）の薬剤師、保険薬局の薬剤師及び患者対応を行う従業員を、ワクチン優先接種の対象として明示的に位置付けたいと強く要望したい。

②国産ワクチン開発への支援

安全で有効なワクチンをできるだけ早期に、国民へ安定して供給できるように、国内企業によるワクチン開発に対して、積極的な支援を要望したい。

③「診療・検査医療機関」と連携して対応する薬局への支援

患者がかかりつけ薬局から安心して医薬品が入手できるように、発熱患者等が受診する「診療・検査医療機関」と連携して、地域の医薬品供給を担う薬局の感染防止のための体制整備について財政支援を要望したい。

また、都道府県における COVID-19 の対策を協議する場に、薬局も含めた地域の医療提供体制構築のため、都道府県薬剤師会が協議会に参加できるように明示的に指示していただくように要望したい。

④新型コロナウイルス感染症の影響に伴う薬局経営への財政支援

COVID-19 の拡大により処方の長期化や外来患者数が減少し、薬局の実収入である技術料が減少する一方、長期処方による医薬品購入額の急増による、キャッシュフローの悪化が相まって、薬局経営へ大きな影響を与えている。

すでに実施されている事業者支援は、売上が減少しないと利用できないものが多く、調剤報酬における薬剤比率を考慮すると、薬局は売上高に技術料の減少が反映し難い構造のため、キャッシュフローの悪化が生じても支援金が利用できない。

COVID-19 は長期化が予想されており、来年度においても薬局機能を維持するための必要な財政的支援を是非ともお願いしたい。

3. 令和2年7月豪雨被災会員への義援金の贈呈について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会では7月15日付日薬発第96号文書により被災会員への義援金募集を行い、薬剤師会、薬局、会員等から12,391,093円の義援金が寄せられた。

義援金の配分については、11月10日の開催の本会理事会における協議の結果、近年の災害に係る義援金の配分に倣い、薬局（自宅）前回、半壊会員にそれぞれ90万円、45万円を贈呈するとともに、薬局（自宅）一部損壊で被害が甚大な会員（浸水1m超または損害額1,000万円超）に22万5千円を贈呈することが決定した。また、被災会員が所属する薬剤師会に11月19日付で義援金の送金が完了したことを報告する。

4. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日薬事務局勤務体制等について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

日薬事務局勤務体制の一部変更については、4月7日付日薬総発第1号及び同年6月5日付け日薬総発第9号にて通知したが、今月に入り COVID-19 が全国的に広がりを見せ、新型コロナウイルス感染症対策分科会からは政府に対して、感染拡大の沈静化に向け提言がされている。

これを受けて本会では、全国的な感染拡大防止を図るために密を避け、手洗い、マスク着用等の対策を積極的に取り組んでいる。また、直近の全国及び東京都における感染拡大の状況等も踏まえ、事務局勤務体制については時差出勤、テレワーク勤務を継続しており、本会会議・委員会等についても積極的に Web を活用し、感染防止対策に努めている。

本会業務等に関しては、ご不便をおかけすることもあると思うが、ご理解とご協力をお願いしたい。

記者からの質問は以下の通り

記者：日薬は、オンライン服薬指導において、最低限遵守することは資料に記載されている「5つの項目」である、という理解でよいか。

山本会長：「必ず守るべき5つの項目」は、オンライン服薬指導を実施する上で最低限守らなければならない事項であるが、5項目以外にも様々な課題がある。例えば、医薬品を安全に安心して使用していただくためには、オンライン上でも薬剤師と患者の身元を互いに明らかにさせるシステムや、投薬時や相談のやり取りをオンライン上だけで完結させない仕組みを考えなければならない。5項目が守られればそれでいいということではないが、誰が見てもこれは守られなければならないという項目を取り上げた。

記者：11月25日に行われた、「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」では、薬学部新設や学部定員について議論になったが、見解を伺いたい。また、病院団体などから要望が高まっている薬剤師への卒後臨床研修の義務化についての意見も伺いたい。

安部副会長：薬学部の新設や学部定員を巡る議論については、検討会で薬剤師の需給調査を行った上で、客観的なデータに基づいた議論が必要であると考えている。また、卒後臨床研修の義務化について、臨床的な能力を磨いていくことは薬剤師が卒後研修・生涯学習を通じて病院薬剤師だけでなく、薬局薬剤師にとっても重要である。しかし、厚生労働省の「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」のヒアリングなどでは、一定の薬剤師数が揃った病院以外での研修は困難であると指摘する声もあるため、臨床研修は重要であると考えているが、慎重に現状の教育体制や実習受け入れ体制等を踏まえ、判断する必要がある。

記者：環境が整った場合には研修を義務化するべきということか。

安部副会長：いきなり義務化をするのではなく、病院の受け入れ体制や予算、研修目的などを議論する必要がある。また、研修義務化の目的が病院薬剤師の不足解消のためであるとしたら、本来の目的から外れているように感じる。

記者：オンライン服薬指導のかかりつけ薬剤師は、どのようなイメージなのかを伺いたい。

山本会長：医療保険上の「かかりつけ薬剤師」とは、イメージが少し違うと考えている。少なくとも、患者がいつもかかりつけにしている薬局の薬剤師というイメージである。

記者：薬剤師と患者の信頼関係が出来ているのか等は、誰が判断するのか。

山本会長：薬剤師、患者の両者であると考えている。オンライン服薬指導が可能かどうかは、お互いに意思疎通ができる状態であることが必要である。

記者：「薬剤師のかかりつけ機能」と「かかりつけの薬剤師機能」2つの表現があるが、それぞれの違いはあるのか。

山本会長：言葉の使い分けはしてあるが、主旨は変わらないと考える。

記者：0410 事務連絡通知の振り返りと、今後オンライン服薬指導を実施する上で、安全性、安心性、有効性における課題について伺いたい。

山本会長：0410 対応による課題としては、COVID-19 の感染拡大に伴い、非対面対応について早急な対応を求められたことにより、実施する上での準備や議論が十分できなかったことであるが、COVID-19 の感染防止対策が再優先すべきことであると考えている。

安部副会長：現在、0410 事務連絡通知による対応の実態については、全国的な規模で調査中である。

記者：中医協総会の後発医薬品の変更不可欄に関する議論について、日薬としての考えを伺いたい。

山本会長：中医協総会での議論は、特別調査の調査項目に関する議論であったと認識している。後発医薬品の変更不可欄を削除すべきか否かという議論ではなく、後発医薬品を推進するために必要なことや弊害になっていると考えられる。後発品の利用率が80%まで達したら、変更不可の判断は、薬剤師に任せてもらいたいという思いはあるが、当日の主たる論点からは外れたものと理解しているので、実際に変更不可欄を外すかどうかは後発品促進に関わる全体の調査結果をみて判断すべきである。

次回の定例記者会見は、令和2年12月9日(水)、16:00～

以上